

(仮称) かすかべひがし交流センター
展示設計製作業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

春日部市 市民生活部 市民参加推進課

(仮称) かすかべひがし交流センター
展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

目 次

項 目	ページ
1. 業務概要	3
2. プロポーザルに係るスケジュール	3
3. 参加資格	4
4. 募集要項等の配布	4
5. 審査方法	5
6. 第一次審査	5
7. 第二次審査	6
8. 応募手続き	7
9. 委託業務の契約	11
10. その他留意事項	11

様 式

様式集による【別添】

1. 業務概要

(1) 業務の目的

現在、本市では、春日部市教育センター再整備基本計画に基づき、観光機能、教育相談機能、歴史文化機能を兼ね備えた複合交流施設「(仮称)かすかべひがし交流センター」の再整備事業を進めています。その内、観光機能では中心市街地にある施設として、春日部を舞台とした作品「クレヨンしんちゃん」を活用した観光機能を導入し、インバウンド需要や他施設との連携により賑わい創出を目指す計画をしています。本業務では計画の実現に向けて1Fの観光機能エリアを対象に展示内容、展示空間デザイン等について検討・設計を行った上で、展示製作設置を行うことを目的とします。

(2) 業務名

(仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託

(3) 業務内容

「(仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という)に定めるところによる。

(4) 履行場所

春日部市粕壁東三丁目2番15号 春日部市教育センター

(5) 履行期間

契約締結日から令和10年3月17日(金)まで

(6) 提案上限額

355,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※展示設計業務 提案上限額 30,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※展示製作業務 提案上限額 325,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和8年4月28日(火)	募集要項等の公示
令和8年4月28日(火)～ 令和8年5月11日(月)午後4時	質問書受付期間
令和8年5月15日(金)	質問書に対する回答
令和8年4月30日(木)～ 令和8年5月18日(月)午後4時	参加表明書等(第一次審査書類)の受付期間
令和8年5月20日(水)発送予定	第一次審査結果の通知
令和8年5月21日(木)～ 令和8年6月1日(月)午後4時	技術提案書等(第二次審査書類)の受付期間
令和8年6月4日(木)、6月5日(金)、6月10日(水)のいずれか1日	技術提案書等の審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和8年6月中旬頃	第二次審査結果の通知、契約候補者の公表
令和8年6月中旬頃	仮契約締結
令和8年9月中旬～	契約締結 ※議会の議決によるため期間は目安

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載します。

3. 参加資格

参加表明書及び技術提案書を提出することができる者は、提出時において次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という）に登載されている業者で「催物等」の登録を有している者。
- (2) 公告日の前日から起算して過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した漫画又はアニメコンテンツを題材とした展示面積300㎡以上の常設展示施設（※期間が限定されている企画展を除く）の新築又は改修における展示設計施工業務又は展示設計及び展示製作について、元請での履行を完了した実績がある者。
なお、展示設計施工・展示設計・展示製作とは、展示造作、グラフィック、映像・音響（システム・コンテンツ）、模型造形、電気設備等に関する展示空間に関する総合的な設計・製作であって、展示造作、グラフィック、映像・音響（システム・コンテンツ）、模型造形、電気設備等の単独の設計・製作は認めない。展示設計施工一体の業務ではなく設計・製作それぞれの業務実績とする場合においては同施設の設計・製作に限る実績とする。
- (3) 公告日の前日から起算して過去10年以内に国又は地方公共団体の博物館等展示施設・観光施設等における指定管理者又は管理運営事業者として施設管理運営に1年以上参画した実績がある者。現在、運営中の実績でも問題ないものとする。
- (4) 常時3カ月以上の雇用関係にある者を、本業務の業務責任者として配置できる者。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく春日部市の入札参加資格制限を受けていない者。
- (6) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和3年4月1日施行）に基づく一般競争入札及び指名競争入札への参加停止措置又は春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を、当該業務委託の公告の日から契約の日までの間に受けていない者。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

4. 募集要項等の配布

(1) 配布場所

春日部市公式ホームページ

(2) 配布期間実施場所

令和8年4月28日（火）から令和8年5月20日（水）まで

(3) 配布資料

資料① （仮称）かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項（本資料）

資料② （仮称）かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託仕様書

資料③ （仮称）かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

資料④ (仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル様式集 (A4)

- 様式第 1 号 質問書
- 様式第 2 号 参加表明書
- 様式第 3 号 会社概要
- 様式第 4 号 類似業務実績 (展示設計製作)
- 様式第 5 号 類似業務実績 (施設運営)
- 様式第 6 号 受注予定金額見積書・内訳書
- 様式第 7 号 業務責任者の経歴書 (同種業務実績)
- 様式第 8 号 業務副責任者の経歴書 (同種業務実績)
- 様式第 9 号 情報非公開希望申立書

資料⑤ (仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル様式集 (A3)

- 様式第 10 号 技術提案書 (業務実施方針及び受注予定金額)
- 様式第 11 号 業務体制表
- 様式第 12 号 業務工程表

資料⑥ 春日部市教育センター再整備基本計画

5. 審査方法

本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、第一次審査及び第二次審査の二段階方式で実施します。各審査については、「(仮称) かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に規定する委員会で審査を行います。

6. 第一次審査

(1) 審査内容

参加表明書等の審査により、委員会が次の事項を審査します。参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位 3 者程度を技術提案書等の提出者として選定します。

評価項目	審査数	配点 (25 点満点)
①類似業務 (展示設計製作) に関する業務実績	2 件まで	15
②類似業務 (施設運営) に関する業務実績	2 件まで	10

※ 詳細については、審査要領等を参照してください。

(2) 技術提案書等の提出者 (第一次審査結果) の通知

審査結果については、令和 8 年 5 月 20 日 (水) 頃に文書及びメールを発送し、応募者に通知します (応募及び審査状況により変更となる場合があります)。なお、評価結果は、応募者に通知しないこととします。

7. 第二次審査

(1) 審査内容

技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者（第1位契約候補者）及び優秀者（第2位契約候補者）を選定します。なお、参加者が1者のみだった場合も審査を行います。また、評価点が100点満点の内60点に満たない場合、もしくは下記評価項目の②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として選定しないこととします。

評価項目	配点（100点満点）
① 第一次審査の評価点	25
② 評価テーマ1に対する技術提案	20
③ 評価テーマ2に対する技術提案	20
④業務体制表	10
⑤配置技術者経歴 （業務責任者・業務副責任者の2名審査）	10
⑥業務工程表	5
⑦受注予定金額	10

※詳細については、審査要領等を参照してください。

(2) 提案者プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり技術提案書等の提出者ごとにプレゼンテーションを行います。

①実施日時（予定）

令和8年6月4日(木)、6月5日(金)、6月10日(水)のうち、いずれか1日を予定しています。

※詳細については技術提案書等の提出者に別途通知します。

②実施場所

春日部市役所本庁舎4階 401 会議室

※変更がある場合は技術提案書等の提出者に別途通知します。

③出席者

業務責任者となる者を含めて4名以内とします。

④技術提案を求めるテーマ

・評価テーマ1

業務実施方針／施設の方向性に関する提案

業務や施設の方向性に対する理解度、実現性、的確性などを総合的に評価します。

・評価テーマ2

プロセス案・展示構成・ゾーニング案等に関する提案

屋外から屋内の展示までのプロセス案・展示構成・ゾーニング案に関する理解度、実現性、的確性などを総合的に評価します。

⑤プレゼンテーション及びヒアリング内容

「7. (1)」の評価項目②・③・④・⑥の内容について、説明時間 20 分以内で説明してください。その後、質疑応答を 15 分以内で行います。

なお、パワーポイントを使用して説明することはできますが、説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。また、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは事務局で準備しますが、パソコンは応募者側で用意してください。

(3) 契約候補者（第二次審査結果）の通知

審査結果については、令和 8 年 6 月中旬頃に技術提案書等の提出者に文書及びメールで通知するほか、市ホームページに最優秀者（第 1 位契約候補者）及び優秀者（第 2 位契約候補者）の事業者名及び評価点を公表します（応募及び審査状況により変更となる場合があります）。また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。なお、選定・決定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受けないものとします。

8. 応募手続き

(1) 募集要項の公表等

① 公表方法

令和 8 年 4 月 28 日(火)に募集要項等を市公式ホームページに掲載します。様式集は、必要に応じダウンロードして使用してください。

② 質問書の受付

募集要項等の内容について、次により質問を受け付けます。

(ア) 受付期間

令和 8 年 4 月 28 日(火)～令和 8 年 5 月 11 日(月) 午後 4 時厳守

(イ) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により作成のうえ、事務局（市民参加推進課）へ電子メールにより提出してください。件名は「（仮称）かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託に係る公募型プロポーザル__質問書__【会社名】」としてください。なお、提出後は事務局へ受信確認の電話を行ってください。

(ウ) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和 8 年 5 月 15 日(金)に市ホームページで公表予定とします。なお、質問を行った会社名等の公表はしません。

(2) 参加表明書等の提出

① 提出先

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目 2 番地 1

春日部市 市民生活部 市民参加推進課（春日部市役所本庁舎 3 階）

② 提出期間

令和8年4月30日(木)～令和8年5月18日(月) 午後4時厳守

受付時間帯：土、日、祝日を除く平日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
(最終日は午後4時まで)

③ 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

(ア) 参加表明書 (様式第2号)

(イ) 法人の概要

- ・会社名、設立年月、資本金、本社及び入札・契約に係る権限を委任された営業所等の所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの (様式第3号)
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書 (全部事項証明書)
※令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿の記載情報との照合を行えること (有効期限及び原本・写しの別は問わない)
- ・役員名簿 (任意様式)

(ウ) 類似業務実績 (展示設計製作) (様式第4号)

(エ) 類似業務実績 (施設運営) (様式第5号)

(オ) 「3. 参加資格」の②、③、④の実績を証するもの

- ・各種資格を有することを証明する書類の写し (契約書の写し、展示面積を証明する図面等)
- ・業務責任者等について、常時3ヶ月以上の雇用関係にある者であることを証明できるもの (健康保険証の写しなど)

※様式の定めのある書類については、見出し (インデックス) を様式ごとに「様式第【数字】号」として、提出部数全てに付してください。

④ 提出方法等

(ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。

(イ) 郵送の場合は書留とし、提出期間末日の午後4時までに必着とします。宅配の場合も提出期間末日の午後4時までに必着とします。いずれの場合も必要書類の添付が不足している場合は無効とします。

⑤ 参加表明書等の留意事項

(ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法 (平成4年法律第51号) に定める単位とします。

(イ) 提出書類は返却しません。

(ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。

(エ) 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。

(オ) 提出された業務責任者等は、原則、変更できません。

⑥ 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (イ) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。
- (エ) 委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
- (オ) その他委員会が不適格と認めた場合。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。

① 提出先

前記「8. (2) ①」と同様とします。

② 提出期間

令和8年5月21日(木)から令和8年6月1日(月) 午後4時厳守

受付時間帯：土、日、祝日を除く平日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
(最終日は午後4時まで)

③ 提出書類

技術提案書等の提出は以下のとおりとします。

項目	提案用紙	様式
① 表紙	A3用紙 1枚以内	自由様式
② 評価テーマ1に対する技術提案	A3用紙 5枚以内	様式第10号
③ 評価テーマ2に対する技術提案		様式第10号
④ 業務体制表	A3用紙 1枚以内	様式第11号
⑤ 配置技術者（業務責任者・業務副責任者の2名審査）	A4用紙各1枚以内	様式第7号 様式第8号
⑥ 業務工程表	A3用紙 1枚以内	様式第12号
⑦ 受注予定金額見積書・内訳書	A4用紙 1枚以内	様式第6号
⑧ その他（必要に応じて求めた書類）	指定なし	指定なし

④ 提出方法等

前記「8. (2) ④」に記載の提出方法と同様とします。

⑤ 提出部数

9部

前記「8. (3) ③」の項目①～⑦を製本ファイル等で綴じ込み、一体の提出書類としてください（A4の製本ファイルを使用する場合、A3用紙は折り込んで綴じてください）。

⑥ 技術提案書等の留意事項

- (ア) 技術提案書等は、1者につき1提案とします。
- (イ) 技術提案書等は、一部公表する場合があります。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとします。なお、事業を営むうえで競争上又は事業運営上において支障が生じる内容があれば、必要に応じて技術提案書と一緒に情報非公開希望申立書（様式第9号）を1部提出して下さい。特に評価テーマに関する提案書（様式第10号）は一部公表することを踏まえて作成して下さい。
- (ウ) 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述して下さい。
- (エ) 技術提案書の提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に受注した業務の名称等）を記載しないでください。
- (オ) 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、空間を具体的に表現するイメージCG・3DCGなど簡易でない表現をしてはならないものとします。
- (カ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
- (キ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象となりません。
- (ク) ①表紙については自由様式としますが、タイトル「（仮称）かすかべひがし交流センター展示設計製作業務委託 技術提案書」を記載して下さい。
- (ケ) ⑦受注予定金額見積書・内訳書については、展示設計業務費及び展示製作業務費が、「1.（6）」に示す各業務の提案上限額を超過しない範囲で作成を行ってください。尚、製作業務については設計業務にて詳細検討を行う要素となるため現段階での概算想定を記載して下さい。

⑦ 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
- (イ) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。
- (エ) 委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
- (オ) その他委員会が不適格と認めた場合。
- (カ) 見積について、展示設計業務費及び展示製作業務費が、「1.（6）」に示す各業務の提案上限額を超過した場合。

9. 委託業務の契約

- (1) 市は、第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受注予定金額以内とします。また、本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、契約候補者として選定するにあたり第二次審査結果時の評価点が100点満点の内60点を超え、かつ、第二次審査における評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点評価をしなかった者である場合は、契約を行えるものとします。
- (2) 市は、技術提案の内容を尊重しますが、あくまで技術力を評価するためのものであるため、本委託業務に係る検討においては、その提案内容に拘束されないものとします。
- (3) 第1位契約候補者が前記「8. (3) ⑦」の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

10. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加及び提案書作成等に要する費用は、すべて提出者の負担とします。
- (2) 提案書の提出は、参加者1者につき、1提案とします。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しません。また、提出された書類は、当該案件の審査以外の目的で使用しません。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象になります。
- (5) 本プロポーザルに関連し、知り得た情報については、当市の承諾を得ることなく、第三者にもらしてはいけません。

問合せ・連絡先（事務局）

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1（春日部市役所本庁舎3階）
春日部市 市民生活部 市民参加推進課 市民参加推進担当 金岡・岩井・柏木
T E L 048-736-1127（直通）・F A X 048-733-3825
E-mail sanka@city.kasukabe.lg.jp